

# 埼玉県強度行動障害者の地域移行・定着支援事業業務委託に係る 企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要綱は、埼玉県強度行動障害児者の地域移行・定着支援事業委託に係る企画提案競技を実施するために必要な事項を定める。

## 2 委託対象事業

### (1) 事業名

強度行動障害者の地域移行・定着支援事業

※ 本事業は、令和8年度当初予算の成立が前提条件となる。

### (2) 業務内容

「強度行動障害者の地域移行・定着支援事業（広域的支援人材配置事業）業務委託仕様書」及び「強度行動障害者の地域移行・定着支援事業（集中的支援事業）業務委託仕様書」のとおり

### (3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 委託上限額

ア 強度行動障害者の地域移行・定着支援事業（広域的支援人材配置事業）  
7,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

イ 強度行動障害者の地域移行・定着支援事業（集中的支援事業）  
1,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。また、予定価格は別途定める。

## 3 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、(1)から(9)までに掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札の参加を制限されていない者
- (3) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (4) 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てがなされていない者
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税

金を滞納していない者

(7) 埼玉県内に事務所等を置く者

(8) 本事業の仕様書で定める業務について、十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できる者

(9) その他談合等の不正行為が一切ないこと。

#### 4 選定方法

公募型のプロポーザルとする。

(1) 本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、運営内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に判断する。

(2) 説明会は行わず、受託希望者から提出された企画提案書に基づき選定を行う。

(3) 企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 5 募集スケジュール

令和8年3月12日(木) 午後4時 質問の受付締切り

令和8年3月13日(金) 午後5時 質問への回答

令和8年3月18日(水) 午後5時 企画提案書の提出期限

令和8年3月下旬(別途連絡する) 委託先候補事業者選定委員会による審査

令和8年3月下旬 選定結果の通知

#### 6 質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類

質問書(様式5)

※ 質問の際は、仕様書等のどの部分に関する質問かを明確にすること

イ 提出方法

(ア) 持参又は電子メールのいずれかとする。

(イ) 簡易なものを除き電話による質問には応じない。

ウ 受付期限

令和8年3月12日(木) 午後4時必着

エ 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉担当

電子メールアドレス:a3300-07@pref.saitama.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

ア 回答方法

(ア) 質問に対する回答は、質問者名を伏せて、埼玉県ホームページで公表する。

(イ) 趣旨が同じ質問は、集約して回答する場合がある。

(ウ) 参加資格に関すること、質問内容又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わることは、質問者に対してのみ回答する。

(エ) 質問内容によっては回答しない場合がある。

イ 回答日時

令和8年3月13日（金）午後5時

## 7 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

別添「企画提案書作成要領」を参照の上、次の書類を提出すること。

ア 企画提案提出書（様式1）

イ 企画提案書（様式任意）

※ 2（2）業務内容に記載した業務ごとに提案書を作成すること

ウ 事業実施体制調書（様式2）

エ 同種事業実績調書（様式3）

オ 法人概要書（様式4及び法人パンフレット等）

カ 参考見積書（様式任意）

### (2) 提出方法

電子メール又は県庁ファイル便

（県庁ファイル便で提出する場合、送信の準備が出来たら（4）の提出先に連絡すること。）

持参又は郵送による提出は認めない

### (3) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時

※ 必要書類の全てが揃っていないものや、記載内容に不備があり補正することができないものは受理しない。

### (4) 提出先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉担当

電子メールアドレス：a3300-07@pref.saitama.lg.jp

## 8 事業委託先候補事業者の選定

### (1) 事業委託先候補事業者の選定方法

ア 埼玉県が設置する「埼玉県強度行動障害者の地域移行・定着支援事業委託先候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において、企画提案の審査及び事業委託先候補事業者の選定を行う。

イ 埼玉県は、提出された企画提案書及びその他の書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、総合点が最も高かった提案者を事業委託先候補事業者として選定する。

ウ 企画提案者多数の場合（概ね3者を超える場合など）は、書類による一次審査を実施する場合がある。当該審査を実施した場合、これを通過した企画提案者を選定委員会による審査の対象とする。一次審査の結果については、企画提案者へ個別に通知する。

エ 応募状況等により書面審査のみとする場合がある。

### (2) 選定委員会による審査

ア 実施日時

別途連絡する。

- イ 実施場所  
原則としてオンラインで実施する。
- ウ 審査方法  
企画提案書の内容に基づいたプレゼンテーションを行い、これを審査する。
- エ 審査時間  
1者につきプレゼンテーション15分程度、質疑応答30分程度  
※ 審査時間割については、企画提案者へ別途連絡する。
- オ 出席者  
1者につき3名以内とする。
- カ 審査項目  
審査項目はおおむね次のとおりとする。
  - (ア) 適切な人員配置及び実施体制が確保できるか。
  - (イ) 事業遂行にあたり計画的なスケジュールとなっているか。
  - (ウ) 配置される人員は強度行動障害の支援について専門性を有し、適切な支援を行えるか。
  - (エ) 仕様書に定める業務内容について、具体的で効果的な提案となっているか。
  - (オ) 類似事業の履行実績はどうか。
  - (カ) その他業務遂行においてアピールできる点はあるか。

### (3) 選定結果の通知及び公表

事業委託先候補事業者の選定結果については、提案者全員に文書で通知するとともに、埼玉県ホームページにおいて公表する。

## 9 委託契約の締結

- (1) 埼玉県は、事業委託先候補事業者と業務遂行に必要な協議を行い、協議が整った場合は、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 事業委託先候補事業者との協議の結果、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、選定結果の次点の事業委託先候補事業者と順次交渉するものとする。
  - ア 合意に至らなかった場合
  - イ 参加資格を満たさないことが判明した場合
  - ウ 失格事項に該当した場合
  - エ 不正と認められる行為をしたことが判明した場合
  - オ その他契約締結が不可能となった場合
- (3) 契約の相手方は、埼玉県財務規則第81条第1項により、契約締結日までに契約保証金（契約金額の1%以上）を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項に該当する場合は、これを免除する。
- (4) 当該委託事業の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (5) 契約に係る費用は、受託者の負担とする。

## 10 企画提案競技の停止、中止又は取消し

緊急等やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認

められる場合は、企画提案競技を停止し、中止し、又は取消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

## 1 1 その他

- (1) 令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは調達手続きを延長し、又は停止することがある。
- (2) 企画提案競技への参加に係る費用（企画提案書の作成・提出、選定委員会参加に要する費用等）については、参加者の負担とする。
- (3) 埼玉県に提出された書類については、返却しない。
- (4) 県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 1 2 問い合わせ先

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害福祉担当

電 話 048-830-3315

電子メールアドレス a3300-07@pref.saitama.lg.jp